

鏡野町定住促進空き家改修補助金

【目的】

鏡野町における空き家の有効活用を通して、本町への移住及び定住を促進し、もって地域の活性化を図る

【補助対象者】

- (1) 1戸建て空き家の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から1年を経過しない者
- (2) 本補助金に係る改修に関して国、県又は町の制度による他の補助等を受けていない者

自らの負担で改修をしようとする者

- (3) 納期の到来した町税等を完納している者
- (4) 補助対象物件に補助金の交付日から5年以上定住する意思のある者

※補助金の交付日から5年以内に転出又は転居した場合は補助金の返還が生じます。

【補助対象住宅】

- (1) 補助対象者が所有するまたは賃借する1戸建て空き家
- (2) 賃借物件については所有者が改修工事に承諾している部分

※3親等内の親族間での空き家の購入又は賃貸の物件は対象外

【補助対象工事】

- (1) 町内建築業者が補助対象改修工事の主たる施工業者であること
- (2) 補助対象工事に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）が20万円以上であること
- (3) 住宅の機能向上のために行う改修、台所、浴室、便所、洗面所等の改修、ま

たは内装、屋根、外壁等の改修

※対象とならない工事

- 外構設備（門、車庫、物置、カーポートなど）の改修工事
- エアコン、ガスコンロ、照明などの住宅設備機器類の設置工事
- 浄化槽設置工事
- カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事
- (4) 交付決定後に工事着手を行い、申請年度内に工事完了し、実績報告書の提出ができること

【補助回数】

同一住宅及び同一人の申請については1回限りとなります

【補助率】

【補助率】 1/2 【補助上限額】 50万円

【補助期間】 平成27年度～31年度

【申請書類】

◇交付申請書

添付書類

- ①事業計画書
- ②改修工事に係る見積書・設計図等
- ③誓約書（居住等に係る誓約書）
- ④施行前の状況写真
- ⑤売買（賃貸）契約書の写し
- ⑥賃貸借契約による住宅の場合は所有者の同意書
- ⑦納税等状況調査同意書
- ⑧その他町長が必要とする書類

鏡野町空き家片付け推進事業補助金

【目的】

鏡野町における空き家の有効活用による定住促進と空き家の流通促進を図る

【補助対象者】

空き家物件の賃貸借契約日から1年以内で、「町内に空き家を所有する者」または「町内の空き家を利用する者」が対象です。

※29年4月以降に契約された方が対象です。

【補助対象】

● 空き家に使用されず放置された状態の家財の処分費用

● 一般廃棄物処理手数料（指定袋指定シール購入費）

● 特定家庭用機器等リサイクル手数料

● 津山圏域クリンセンターに家財を持ち込み、処分した際の費用

● 家財の運搬に使用する車両の賃料

● 代行業者が家財を処分する場合の委託料

※交付決定後に片付けを行い、申請年度内に完了し、実績報告書の提出ができること

【補助回数】 同一物件及び同一申請者 1回限り

【補助率】 【補助率】 1/2 【補助上限額】 10万円

【補助期間】 平成29年度～31年度

【申請書類】

◇交付申請書

添付書類

- ①事業計画書
- ②所有者承諾書
- ③現況写真
- ④売買（賃貸）契約書の写し
- ⑤見積書
- ⑥納税等状況調査同意書
- ⑦その他町長が必要とする書類

